

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項（許可の基準）、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 9 条の 2 第 1 項（指定射撃場の指定）・第 2 項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第 2 条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第 3 条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第 4 条（位置に関する基準）、第 5 条（構造設備の基準）、第 6 条（設置者の基準）、第 6 条の 2（管理者の基準）、第 8 条・第 9 条（指定射撃場の管理方法の基準）、第 1 4 条（指定の解除）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：